

様式第二十一（第二十一条関係）（令三環令六・全改）

(表 面)

<p>この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第三十二条第一項に規定する立入検査を行う職員である。</p>	<p>第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 100px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 100px;"> 真 字 </div> <p>身 分 証 明 書</p> <p>所 属</p> <p>職 名</p> <p>氏 名</p> <p>生年月日</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>都道府県知事（市長） 印</p>
---	---

備考 この用紙は、日本産業規格 A 6 とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜すい (特定動物の飼養又は保管の許可)</p> <p>第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設(以下この節において「特定飼養施設」という。)の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 (省略)</p> <p>(報告及び検査) 第二十四条 (省略)</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)(第二十四条の二第三項若しくは第三十三條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>
---	--